

札幌市指定自立支援医療機関指定要領

平成19年9月7日
保健福祉局長決裁
最近改正 令和8年4月1日

第1 趣旨

この指定要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定（以下「指定自立支援医療機関の指定」という。）に関する事務について必要な事項及び札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第53号。以下「細則」という。）に定める様式の例外を定めるものとする。

第2 定義

- (1) この要領で「医療機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所で保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）であるものをいう。
- (2) この要領で、「薬局」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項に規定する薬局で保険薬局（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。）であるものをいう。
- (3) この要領で「指定訪問看護事業者等」とは、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業所（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。
- (4) この要領で「訪問看護ステーション等」とは、指定訪問看護事業者等が健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に係るものに限る。）若しくは同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所をいう。

第3 指定基準

育成医療又は更生医療を行う指定自立支援医療機関に係るものにあつては、別紙1「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定基準」、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関に係るものにあつては、別紙2「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定基準」に基づき審査するものとする。

第4 指定申請について

指定自立支援医療機関の指定は、次の場合に要する。

- (1) 新たに指定自立支援医療機関の指定を受けようとする場合
- (2) 医療機関において担当する医療の種類を変更又は追加する場合

第5 指定申請の手続

細則第20条第1項の規定にかかわらず、指定自立支援医療機関の指定を受けようとする医療機関等の開設者は、(1)から(4)までに定める書類を市長に提出するものとする。

(1) 医療機関（育成医療・更生医療の場合）

- ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（病院又は診療所）（様式1-1）
- イ 指定自立支援医療を主として担当する医師（歯科医師）の経歴書（様式1-1の別紙1）
- ウ 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（様式1-1の別紙2）
- エ 研究内容に関する証明書（様式1-1の別紙3）
- オ 指定自立支援医療を主として担当する医師（歯科医師）の医師（歯科医師）免許証の写し
- カ （腎臓に関する医療を担当しようとする場合）人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（様式1-1の別紙4）
- キ （小腸に関する医療を担当しようとする場合）中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書（様式1-1の別紙5）
- ク （心臓移植に関する医療のうち心臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合）心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（様式1-1の別紙6又は様式1-1の別紙7）
- ケ （肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合）肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（様式1-1の別紙8又は様式1-1の別紙9）

(2) 医療機関（精神通院医療の場合）

- ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（病院又は診療所）（様式1-2）
- イ 指定自立支援医療を主として担当する医師の経歴書（様式1-2の別紙）
- ウ 指定自立支援医療を主として担当する医師の医師免許証の写し

(3) 薬局

- ア 指定自立支援医療機関指定申請書（薬局）（様式2）
- イ 経歴書（様式2の別紙1）
- ウ 薬剤師免許証の写し
- エ 薬局開設許可証の写し
- オ （育成医療・更生医療の指定申請の場合）調剤のために必要な施設及び施設の概要（様式2の別紙2）及び薬局の見取り図

(4) 指定訪問看護事業者等

- ア 指定自立支援医療機関指定申請書（指定訪問看護事業者等）（様式3）
- イ 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス事業（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数（様式3の別紙）

第6 指定年月日等

細則第20条第2項の規定にかかわらず、市長は、審査の結果、指定自立支援医療機関の指定をすることと決定したときは、育成医療又は更生医療を行う指定自立支援医療機関（医療機関に限る。）に係るものにあつては、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定通知書（様式10-1）により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関（医療機関に限る。）に係るものにあつては、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定通知書（様式10-2）、薬局及び訪問看護ステーション等にあつては、指定自立支援医療機関指定通知書（様式10-3）により通知ものとする。また、指定自立支援医療機関の指定をしないことと決定したときは指定自立支援医療機関指定申請却下通知書（様式11）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合における指定年月日は、原則として指定の決定を行った日の属する月の翌月の初日とする。

また、市長は、申請（指定更新申請または変更の届出のうち指定自立支援医療を主として担当する医師を変更した場合の届出を含む。）の内容に不備があるときは、法第59条第1項による指定自立支援医療機関の指定の保留について（様式12）又は指定自立支援医療を主として担当する医師の変更について（様式13）により、当該申請をした者に通知するものとする。

第7 指定自立支援医療機関の指定等の告示

法第69条の規定に基づく告示は、次の場合に行う。

- (1) 第4及び第5により指定医療機関を指定したとき。または第10により指定医療機関の指定を更新したとき。
- (2) 第8により指定内容変更届出書を受理したとき。（名称又は所在地の変更に限る。）
- (3) 第9により指定の辞退があつたとき。
- (4) 法第68条第1項各号の規定により指定を取り消したとき。

第8 変更の届出

細則第21条の規定にかかわらず、法第64条の規定による変更の届出は、指定自立支援医療機関指定内容変更届出書（様式4-1）を市長に提出することにより行うものとする。この場合においては、変更内容が分かる書類を添付するものとする。

また、開設者（代表者）の氏名、生年月日及び住所の変更の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書（様式4-2）を併せて提出するものとする。

- (1) 医療機関に係る変更に関する届出事項
 - ア 医療機関の名称又は所在地
 - イ 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称
 - ウ 標ぼうしている診療科目（担当しようとする医療の種類に関係あるものに限る。）
 - エ 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名、生年月日、住所及び経歴

オ 指定自立支援医療（育成医療又は更生医療に限る。）を行うために必要な設備の概要

カ 診療所（育成医療又は更生医療を行うものに限る。）において、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員

(2) 薬局に係る変更に関する届出事項

ア 薬局の名称又は所在地

イ 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称

ウ 管理薬剤師の氏名及び経歴

エ 調剤のために必要な設備及び施設の概要

(3) 指定訪問看護事業者等に係る変更に関する届出事項

ア 訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びに、その代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

イ 訪問看護ステーション等の名称又は所在地

ウ 当該訪問看護ステーション等において訪問看護又は介護予防訪問看護に従事する職員の定数

第9 休止（再開）・廃止・辞退の届出

細則第22条の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第63条第1号の規定による届出及び施行規則第64条の規定による申出は、指定自立支援医療機関休止（再開）・廃止・辞退届（様式5）を市長に提出することにより行うものとする。

第10 指定自立支援医療機関の指定の更新

指定を受けた医療機関等は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。指定の更新をしようとする医療機関等の開設者は、(1)から(4)までに定める書類を市長に提出するものとする。ただし、施行規則第59条の規定に該当する医療機関等は、その指定の効力を失う日の6か月前から3か月前までの間に別段の申出がないときは、指定更新の申請があったものとみなす。

(1) 医療機関（育成医療・更生医療の場合）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（病院又は診療所）（様式6-1）

(2) 医療機関（精神通院医療の場合）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（病院又は診療所）（様式6-2）

(3) 薬局

指定自立支援医療機関指定更新申請書（薬局）（様式7）

(4) 指定訪問看護事業者等

指定自立支援医療機関指定申請書（指定訪問看護事業者等）（様式8）

また、市長は、審査の結果、指定自立支援医療機関の指定を更新することと決定したときは、育成医療又は更生医療を行う指定自立支援医療機関（医療機関に限る。）に係る

ものにあつては、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新通知書（様式14-1）により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関（医療機関に限る。）に係るものにあつては、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新通知書（様式14-2）により、薬局及び訪問看護ステーション等にあつては、指定自立支援医療機関指定更新通知書（様式14-3）により通知ものとする。また、指定自立支援医療機関の指定を更新しないことと決定したときは、指定自立支援医療機関指定更新申請却下通知書（様式15）により、当該申請をした者に通知するものとする。

第11 処分に係る届出

施行規則第63条第2号の規定による届出は、指定自立支援医療機関の処分に係る届出書（様式9）を市長に提出することにより行うものとする。

第12 指定の取消し等

細則第23条の規定にかかわらず、市長は、法第68条の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定自立支援医療機関指定取消・効力停止通知書（様式16）により通知するものとする。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、指定自立支援医療機関の指定に関する事務について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年3月13日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定基準

市長は、札幌市内に所在する医療機関、薬局又は指定訪問看護事業者等（以下「医療機関等」という。）から指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の申請があったときは、次に掲げる事項を満たしているかどうかを審査した上で、適当と認めた場合に指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を行うものとする。

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年2月28日厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関等であり、かつ、医療機関にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障がいの治療を行っていること。
- 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、医療機関にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

 - (1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
 - (2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
 - (3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用スペースを有していること。
 - (4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

なお、腎移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、腎移植術実施施設又は腎移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により腎移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
 - (5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術の抗免疫法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
 - (6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的な HIV 感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

3 医療機関にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師または歯科医師であること。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障がいの治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、次に掲げるとおりとする。

ア 大学専門教室（大学院を含む。）

イ 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院

ウ それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、次の事項も満たしていること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、腎移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は腎移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓

移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

- 4 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障がい配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障がい配慮した設備構造等が確保されていること。

- 5 指定訪問看護事業者等にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

別紙 2

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定基準

市長は、札幌市内に所在する医療機関、薬局又は指定訪問看護事業者等（以下「医療機関等」という。）から指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の申請があったときは、次に掲げる事項を満たしているかどうかを審査した上で、適当と認めた場合に指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を行うものとする。

- 1 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年2月28日厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関等であること。
- 2 患者やその家族の要望にこたえて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等を行う体制が整備されていること。また、医療機関にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。
適切な標ぼう科の具体例は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 国際疾病分類F0～F9の治療に当たる医療機関については、原則として精神科及び心療内科を標ぼうしていること。
 - (2) てんかんの治療に当たる医療機関については、原則として神経内科、脳神経外科、小児科、精神科、心療内科を標ぼうしていること。
- 3 医療機関にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
 - (1) 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。
 - (2) 次に掲げるところにより算定した保険医療機関における精神医療についての診療従事年数（以下「精神医療従事期間」という。）が、医籍登録後通算して3年以上あること。
なお、算定に当たっては、原則として精神保健指定医等の精神医療に十分な経験を持つ常勤の指導医により適切な指導を受けた期間のみ算入すること。
ア 精神医療従事期間は、1週間に4日以上精神障がい者の診断又は治療に当たった期間を算定対象とする。
イ アの「4日以上」の算定に当たっては、外来又は病棟において、精神障がい者の診断又は治療に1日おおむね8時間以上当たった日についてのみ算定できるものとする。
ウ 精神医療従事期間には、てんかんについての診療に当たった期間を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含む。
- 4 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。
なお、新規開局する薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有し

ている実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

- 5 指定訪問看護事業者等にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等を行うことができる事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。